

ニューヨーク州地方自治体法



財団法人自治体国際化協会

訳者解説

ニューヨーク州地方自治体法は、先に当協会のホームページに掲載した翻訳「ニューヨーク州憲法」の第9条の規定を受けて制定されたもので、その憲法の訳者解説で予告した一連の諸法規の翻訳の第1号である。この対象が、まず日本流に言えば普通地方公共団体であるカウンティ、シティ、タウン、ヴィレッジの4種類に限られていること、つぎにこれらの4自治体にはそれぞれ個別の一般法が存在し、また自治体の法規を規定する自治体ホームルール法や自治体の権限等を規定する自治体基本法が別にあること、さらに各自治体のごく一部のカウンティを除いていずれも自治憲章を有してこの法律の対象事項がほとんどそれに委ねられていることなどから、この法律自体は僅か21か条にとどまっている。したがって、先述の州憲法を初めこれらの別個に制定されている諸法律や、せめて何らかの基準で分類・抽出した各自治体の憲章を併せて参照しないと、ニューヨーク州の地方自治を体系的にとらえることはできないといえよう。

ニューヨーク州の3つの基礎自治体（カウンティを除く）は、突出して巨大なニューヨーク市を別格として、ほかに61ある同じシティでも人口が30万人を超える所から3,000人そここの所まで、またタウンに至っては大は人口70万人を超える所から小は50人の所までどちらもバラツキが極めて激しい。一方、カウンティも、州内に62あるが、内ニューヨーク市を構成する5カウンティは法人格を持たず、また面積は大は2,700平方マイルから小は175平方マイルまで、人口も大は137万人から小は5,000人少々までさまざまである。⁽¹⁾このような規模の多様性はまたアメリカ合衆国特有のそれぞれの自治体の多様性と相まって、その全容を把握するのを困難にしているのは否めないが、この法律を含む一連の諸法規翻訳作業はそれを少しずつでも解きほぐしていく端緒となることを願っている。

2011年8月10日

財団法人自治体国際化協会
比較地方自治研究会会長
成蹊大学名誉教授 佐藤 竺

(1)以上の数値は当協会発行の『ニューヨーク州地方自治ハンドブック』から引用した。

ニューヨーク州地方自治体法

第1条 略称；立法の趣旨；定義

第1節 略称。

第2節 立法の意図。

第3節 定義。

第1節 略称。

本編⁽²⁾は「地方自治体法」として知られ、引用され、参照される。

第2節 立法の意図。

憲法第9条の地方自治体の権利章典がニューヨーク州民のために宣言する有能な地方自治 {local self-government} ⁽³⁾及び政府間協力を用意するために、本編の制定により地方自治体法を用意し、その中で憲法第9条第2節小項目(b)第1段落に従って地方自治体に権限を付与するのが議会の意図である。この地方自治体法において地方自治体に付与される権限は、一暦年内のその通常会で知事の承認並びに次の暦年にこの法律の再制定及び承認を得て議会による法律の制定によってのみ廃止され、縮小され、減損され若しくは一時停止できる。

第3節 定義。

本編において使用される場合次の用語は：以下を意味するか若しくは包含する：

1. 「最高執行責任者。」 {chief executive officer} カウンティにおいては一人の場合は公選の若しくは任命による首席行政官 {chief executive officer}、そうでなければ管理者 {supervisor} 委員会議長、シティ若しくはヴィレッジの場合は市長・ヴィレッジ長又はタウンの場合は管理者。
2. 「地方自治体。」 カウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレッジ。

第2条 地方自治体への権限付与

第10節 地方自治体への権限付与。

第11節 議会による権限留保。

第12節 再制定並びに承認を要する法案の発効日。

第13節 再制定並びに承認を要する法規の公布。

第10節 地方自治体への権限付与。

⁽²⁾原文は“this chapter”(「本章」)だが、他の地方自治関係法律も全て自称にこれを用いているので、「本編」とした。

⁽³⁾以下 {} は参考のため訳者が挿入。

本節に特段の別の定めがある場合を除き、以下の各権限は、地方の立法及び行政に限られないものを含み、本条により議会がこれまでに定めてきたか若しくは今後定めるような目的、基準及び手続に常時従う各地方自治体に付与される。

1. その職能、権限及び職務の行使に際して条例、決議、規則を採択し、修正及び廃止する権限。
2. その用途のために物的財産及び私有財産若しくはその中の何らかの利益を取得し、且つこれらの用途と同一のものを建設し、再建し、設備し、維持し、修理し及び運用する権限。
3. 公園その他のレクリエーション施設を、自営、自給若しくは営利のレクリエーション施設に限らず取得し、設置し、建設し、再建し、設備し、維持し、修理し及び運用する権限。
4. もはやその用途には不要となった物的財産及び私有財産若しくはその中の何らかの利益を処分する権限、但しこの権限が譲渡不能な物的財産及び私有財産若しくはその中の何らかの利益に不適応な場合はこの限りでない。
5. 賃料、課徴金、地方税及び料金、科料及びそれらに課する利子の利率、それらと関連がある土地所有権の先取特権並びにそれらに関する賦課金を決定し、課税し、賦課し、徴収して管理する権限。
6. シティ、ヴィレッジの場合、又タウンの場合はヴィレッジ以外の区域若しくはその中のヴィレッジに関しては、用途地域規制を採択し、修正及び廃止する権限。
7. その管轄権に関連のある包括的乃至その他の企画業務を遂行する権限。

第 11 節 議会による権限留保。

議会は、本条により、本法において一つ乃至はそれ以上の地方自治体に付与された権限を議会が廃止し、縮小し、修正若しくは一時停止することがあるにもかかわらず、本項に定められた以下のいずれかの法律を制定する権利並びに権限を本法における地方自治体への権限付与の範囲から除外して自らに留保する：

1. 実際か若しくは差し迫った敵の攻撃によるか、若しくは災害により引き起こされた緊急事態の期間中州の防衛乃至保護若しくは州の存続又は地方自治体の運営に関わるいずれかの法律。
2. 地方自治体に影響を与えるそれぞれの立法機関の要請に基づくか、その立法機関の同意を得た地方自治体に影響を与えるそれぞれの最高執行責任者の要請に基づくか又はニューヨーク市の場合以外は知事からの必要証明書に基づく憲法第 9 条第 2 節小項目 (b) の第 2 段落により定められるいずれかの法律。
3. 憲法第 9 条第 1 節小項目 (h) の第 1 段落若しくは第 2 段落に従ってカウンティ政府の選択的形態を修正するいずれかの法律。
4. 地方自治体の財産、事務若しくは統治以外の事項に関連のあるいずれかの法律。
5. 一地方自治体から別の地方自治体若しくは他の統治機関への権限の任意譲渡を認める

いずれかの法律。

6. 別の地方自治体若しくは他の統治機関と共同での一地方自治体による権限の任意の行使を認めるいずれかの法律。

第 12 節 再制定並びに承認を要する法案の発効日。

1. 議会に提出された法案が本法により地方自治体に付与された権限を廃止、縮小、修正若しくは一時停止する効果を有し、したがって憲法第 9 条第 2 節小項目 (b) の第 1 段落により定められるとおりの暦年に再制定され承認されない限り無効となる場合には、その規定の発効日は実際には次のように解する：「本法は効力を有するが（議会により再制定され知事により次の暦年に承認された場合には発行日を明記する）、但し本法が憲法第 9 条第 2 節小項目 (b) の第 1 段落に従って知事により承認されることが要件となり、且つこの段落に従って議会により再制定され知事により次の暦年に承認されることが要件となる。」
2. 憲法第 9 条第 2 節小項目 (b) の第 1 段落に従ってある年に制定された法律が次の暦年に議会に提出されてその後で知事によって承認される場合には前の年の制定に言及してさらに実際には次のように定める：「本法は効力を有するが（発効日を明らかにする）、但し憲法第 9 条第 2 節小項目 (b) の第 1 段落に従って知事により承認されることが要件となる。」

第 13 節 再制定及び承認を要する法規の公布。

知事が本編の第 12 節小項目 1 に従って制定される法律を承認する場合にはその法律は議会法第 42 節に従って州書記官に寄託されて公布され、憲法の修正を提案する議会の同時の決議と同じ方法でこの年の会期の法律の刊行される巻の別の部の索引に載せられる。

第 3 条 解釈；発行日

第 20 節 解釈。

第 21 節 発効の時期；修正権の留保。

第 20 節 解釈。

1. 本法により付与された権限が地方自治体の財産、事務若しくは統治に関係がある場合には、この場合にその含意は議会がこの地方自治体の財産、事務若しくは統治に関係がないか若しくはその財産、事務若しくは統治に関係があるこの地方自治体の権限をこの場合に含まれる諸権限に限定するような権限と解していることを意味するとは思われない。
2. 本法には憲法により若しくは他のいずれかの法律により地方自治体に付与されたいずれかの権限についてその意味を制限したり若しくは縮小したり若しくは修正したりさせるものは全くない；又本法にこの権限についてその意味を制限したり縮小したり修正し

たりさせる地方自治体の権限を含め損ねたというわけでもない。

3. その後の法律が憲法第9条第2節小項目(b)の第2段落及び本法の第12節に定められるとおりに制定されて再制定されない限り、且つこの法律が本法への特段の言及を含まない限り、本法で付与される権限が議会のいずれかのその後の法律の制定により廃止され、縮小され、修正され若しくは一時停止されるとは考えられない。
4. 本法の条項、文章、段落、節若しくは一部が審理権を有するいずれかの裁判所により無効と宣告されたとしても、この判決はそれ以外には影響したり減損したり若しくは無効にしたりすることはなく、有効範囲はこの判決がそこに表現される議論に直接含まれる条項、文章、段落、節若しくは一部に限られる。
5. 本法により地方自治体に付与される諸権限は自由に解される。
6. 本編は1936年の諸法律の第879章第1607節に影響したり若しくは減損したりすることはない。

第21節 発効の時期；修正権の留保。

1. 本法は1965年7月1日に発効する。
2. 本法は、これにより修正乃至改正が一乃至それ以上の地方自治体に対して本法において付与された権限を廃止し、縮小し、修正し若しくは一時停止することがあるにもかかわらず、同法乃至そのいずれかの部分はその発効日前に修正乃至改正されることを条件にするという留保を条件として制定される。